

令和6年第3回尾鷲市議会定例会会議録

令和6年9月11日（水曜日）

○議事日程（第4号）

令和6年9月11日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（8名）

1 番 南 靖 久 議員	2 番 小 川 公 明 議員
3 番 濱 中 佳 芳 子 議員	4 番 西 川 守 哉 議員
6 番 中 村 文 子 議員	7 番 岩 澤 宣 之 議員
8 番 中 村 レ イ 議員	10 番 仲 明 議員

○欠席議員（2名）

5 番 村 田 幸 隆 議員	9 番 中 里 沙 也 加 議員
----------------	------------------

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	野 地 敬 史 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	後 藤 健 太 郎 君
政策調整課調整監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君

福 祉 保 健 課 参 事
 環 境 課 長
 商 工 観 光 課 長
 水 産 農 林 課 長
 水 産 農 林 課 参 事
 建 設 課 長
 建 設 課 参 事
 水 道 部 長
 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長
 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長
 教 育 長
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 参 事
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監
 監 査 委 員
 監 査 委 員 事 務 局 長

世 古 基 次 君
 平 山 始 君
 濱 田 一 多 朗 君
 芝 山 有 朋 君
 千 種 正 則 君
 塩 津 敦 史 君
 上 村 元 樹 君
 神 保 崇 君
 竹 平 專 作 君
 高 濱 宏 之 君
 田 中 利 保 君
 柳 田 幸 嗣 君
 山 中 英 幹 君
 森 下 陽 之 君
 渡 邊 史 次 君
 民 部 俊 治 君
 仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
 事務局次長兼議事・調査係長
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊
 濱 野 敏 明
 樺 田 朋 実

〔開議 午前 9時59分〕

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立しております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員と9番、中里沙也加議員は、病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、3番、濱中佳芳子議員、4番、西川守哉議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、4番、西川守哉議員。

〔4番（西川守哉議員）登壇〕

4番（西川守哉議員） 皆さん、おはようございます。

補欠選挙が終わり、新しく2名の議員が選挙を経て加わりました。当選おめでとうございます。

私はあなたたちに指導云々を言える立場ではございませんが、参考に一言。私のことを何でも反対と陰口をたたいている人もいますが、それは違います。私が独り親家庭に対する給付金や市民の皆さんに有益な案件にいつ反対したでしょうか。全て賛成していますよ。執行部、市長から出された明らかに疑問と思う発議に対して、また、自分が今まで勉強してきた知識と矛盾している案件に対して、議員の仕事と思い、きちんと反対討論を行ってただけです。逆に、賛成討論もせずに黙って手を挙げるだけなら、どれだけ楽な議員活動でしょう。

私が当選したときに、2人の議員から、「西川君、君はまだ1回だけど、私ぐらい当選しようと思ったら、あんた100歳超えるで」の言葉と、「私も以前は1,000票ぐらいあったんやで」の言葉を聞いたとき、心の中で、「何てメンツにこだわる小さな人たちだろう」と思い、そのとき、幾ら何期議員を務めたより、この人が議員でいたから尾鷲はよくなったと実績を残せる議員を目指そうと思いました。

ちなみに、できもしない公約を上げるよりも、前安芸高田市長が述べていたように、市民のために一般質問や賛成、反対討論を行うのが市議会議員の主な仕事です。実際には、議長であろうが、監査委員であろうが、一般質問はできます。逆に言えば、1期で16回しかできません。先のプライドやメンツにこだわった方々は胸に手を当てて、今期何回、一般質問や賛成、反対討論を行ったのか、思い出していただきたい。それで新しい議員さんたちの手本になれるのでしょうか。一番楽な一般質問は、市長や執行部に何かのお願いをするような質問です。お願いは一般質問ではなく、陳情や請願の類いです。市民の皆さんに不利益な案件を拾い出し、また、調査をして疑問点を一般質問でぶつけてこそ市民の皆さんの共感を得られる議員の仕事だと、私は考えています。

では、通告に基づき、一般質問に入らせていただきます。

今回、人口戦略会議において、「将来的に消滅する可能性がある自治体」で、市では尾鷲市が県内の市で1位であったことを市長は御存じだったのでしょうか。もし承知しているのであれば、なぜこの時期に大型事業を幾つも連発するのでしょうか。

また、尾鷲市民の安全の確保についても、聞き取り時にも述べさせていただきましたが、詳しくは降壇してからお聞きしますが、南海トラフ地震発災時やその後の避難や誘導について、市民の皆さんがどこに避難をするのか、周知できているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、西川議員の御質問にお答えしたいと思っております。

御指摘のとおり、全国的に少子化の進行による人口減少が進む中、2014年5月、日本創生会議は国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口に基づき、地方自治体の持続可能性についての分析結果が公表されました。

その中で、20歳から39歳の女性人口が30年間で50%以上急減するような地域を「消滅可能性自治体」と定義し、公表された自治体に本市が含まれております。

そして、今年4月に人口戦略会議が公表した新たな分析レポートにおいても、本市が引き続き消滅可能性自治体として位置づけられており、議員御指摘のとおり、若年女性人口減少率が県下14市中最も高く、29市町中4番目であること

は承知しております。

今回の分析レポートでは、若年女性の人口減少率、これがポイントでございまして、なぜ尾鷲がこんなに高いのか、当然のことながら、それを分析しなければならないと思っておりますが、こういう結果が出たことに対して、真摯に受け止めております。

昔から、貧すれば鈍するということわざがございますが、このような厳しいレポートを突きつけられると、ネガティブなことばかり考えてしまいがちになります。これは議員のおっしゃるとおり、本当に消滅自治体になってしまうかもしれません。そういった中で、私も市長就任以来、人口減少対策、これを重要施策に掲げ、子育て支援や定住促進をはじめとする様々な施策に対し、積極的に取り組んでおりますが、今回の公表を受け、ますます人口減少対策の取組を強化していかなければならないと思っております。

そこで、本市の人口減少対策の基本となるのが、第7次尾鷲市総合計画と第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略であります。「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」。私は常々、第7次尾鷲市総合計画に掲げるまちの将来像を実現することが、市民の幸せにつながり、ひいては人口減少対策に結びつくものと信じております。そのためにも、私は、第7次尾鷲市総合計画に掲げる施策を一つ一つ着実に進めなければならないと思っており、各課における主要課題や全庁横断的に取り組むべき重要課題について、私自ら指示を行い、施策の具現化に向けて進めております。

その結果として、幾つかの事業が実を結び、今まさに動き出すところであり、議員御質問の大型事業においても、本市を前へと進める大切な事業として、市民の皆様、議員の皆様へきちんと説明を重ねながら進めております。

そういった中、やはり議員が御心配なのは、財政の見通しだと私は思っております。その点は十分に踏まえ、計画を進めておりますので、御安心ください。

今後も中部電力跡地における大型製材所誘致を実現し、その後の港湾振興及び奈良県への産業道路構想へとつなげていくなど、10年先、20年先、市民の皆様が自分のまちに誇りと希望を持ち、尾鷲に住んでよかったと思えるよう、私がおの先頭に立ち、その取組を進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、発災時における避難場所の周知についてであります。南海トラフ巨大地震に伴う津波が襲来した場合に備え、市民の皆様がどこに避難するかをあらかじめ決めておくことは、速やかな避難のために大変重要なこととあります。

このことを踏まえ、「津波は、逃げるが勝ち！」を標語に掲げ、尾鷲市ハザードマップを活用し、津波からの避難対策の強化に努めてまいりましたことから、多くの方が避難場所を決められていることと思います。

具体的な津波からの避難対策につきましては、平成２７年度に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波の浸水想定の到達時間を示した尾鷲市津波ハザードマップを全世帯に配布するとともに、市ホームページを掲載することで、知りたいときにスマートフォンで御確認していただくことができます。

この尾鷲市津波ハザードマップを基にして、近くの高台や避難経路を確認しておくことの重要性につきましては、地域における住民主体の防災検討会やあるいは各学校での防災学習、本市が行う防災講話や、広報おわせを通じて繰り返し周知を図っております。

次に、津波が収まり、地震や津波で家屋が倒壊し、避難所へ避難しなければならない場合の避難先につきましても、避難場所と同様に周知を図っております。

今後におきましても、引き続き津波避難対策の強化に努めてまいります。

壇上からの回答は以上でございます。

議長（南靖久議員） ４番、西川議員。

４番（西川守哉議員） 壇上でも述べましたが、再度お聞きします。

市長が任期満了の前に、多くの高額な事業を推し進めようとしているのに何か理由があるのでしょうか。それは今答えていただいたので、もう答弁は要りませんけど。

今進めている事業、これから進めようとしている事業についての概算の事業費を教えてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今年度を含めまして、おおむね令和９年までの複数の大規模事業を周知して実施していることにより、多額の事業費、これが必要になることは事実であります。私はこれらの事業は本市にとって必要不可欠な事業であるとの、そういう信念の下、十分な時間と議論を経て進めてきた経緯がありますので、ぜひ御理解をまずお願いしたいと思っております。

それぞれの概算事業費につきましては、国市浜公園の整備事業で約２５億７，０００万円、体育館、中央公民館耐震長寿命化事業で約１０億円、津波避難タワー整備事業で約７億４，０００万円、広域ごみ処理施設整備事業につきましては、本市の負担金で約２１億円と試算しており、これら四つの事業の合計は、概算で

はありますけれども約64億2,000万円です。なお、これらの事業を実施するに当たっては、国県等の補助金、また、過疎債、緊急防災減災事業債などの有利な地方債を最大限活用することによって、尾鷲市から供出する一般財源負担をできる限り抑えられるよう、国県への要望等も含め、最善の努力を尽くしてまいりたいと考えております。

また、この地方債の借入に伴う今後の、特に気にされているのは、公債費につきましては、残金償還のピークが、私は令和12年度になると予想しておりますが、その際には、一時的に健全な財政指標と考えられている限度額10億円程度を見込んでおりますが、それ以降は再度減少に転じると想定しているところであります。

市民の皆様に対しましては、こういった財政状況を広報等で随時分かりやすく御説明しながら、御理解いただけるように努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 体育館や中央公民館が抜けていましたけど、それは結構です。

有利な過疎債とか、公共事業債や過疎債で充当すると言っていますが、結局のところ、債務だからある程度一定額を返済しなければなりません。実際、その他の債務と合わせてみて、また、交付税が削減されている中で、市長の「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」に人口減少が続く中でも頑張って住み続けている市民の皆さんが安心できる返済計画なのか。市民の皆さんに分かりやすく教えてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今やっとうこういうことが言えるんですけども、正直言って、今の尾鷲市の財政をひもといってみますと、一番しんどかったのは、令和元年の予算を組んだ先に、そのときに、要するに予算を組んだときに、財政調整基金が4,000万ぐらいしかなかったんです。何とか何とかこれを回避しなきゃならない。もう4,000万でずっとずれたら、予算なんか組めっこないわけなんです。まずは、ここの令和6年に至っては、この前説明したような財政調整基金を24億円、23億何千万ですか、そこまでを取り返しました。

ただ、そういうことが、こういうことを進めるために、やはり財政の見通しをきちんと健全にするためには、まずやっぱり標準値というのか、基本となる数値

をきちんと固めなきゃならないと。それは要するに地方債の残高がどれだけなのか。だから、常に、私が議会でも申し上げていますが、100億円以内に絶対やっておかなきゃならないよ、標準値として。それで、毎年毎年払う借金の公債費、これは要するに10億円以内にしておこうねと。そして、今の、財政調整基金、予算を組んで、だから、最低10億円という、こういう数値を決めながら、財政見通しを考えていきながら、いかにして、要するに投資をしながら、市民の皆さんが「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」というふうな、思えていられるような事業も展開していかなければならないと、私はこのように思っております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長に失礼を承知で申し上げますが、市長の政策は、本当の本当に市民のためになっている。または市民から喜ばれているとお考えですか。私には、自分の支援者のためとしか思えませんので、そのところを簡潔に願います。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） もう私は2回ほど一応選挙に臨んでおり、当然のことながら、自分がこの4年間、市長としての座についたときに何をするのか、公約を発表しております。その中で、1期目、2期目はどうであったかと。私は、要するに公約を一応市民の皆さんに、これを述べながら賛同していただいて、約65%の方々から、要するに御賛同を得てやっていると。だから、それを実現するということが私の一番大きな役目であると。だから、それに従った形で、私は公約をベースにしながらまず進んでいるということと、その後、これは3年前の話ですから、その後、いろいろとやっぱりいろんな市民の皆さん方の要望なり何なり、いろんなことが出てきます。やはりそれについてはやらなきゃならない。これがしばらくちょっと待ってくれと。まずここをやらなきゃならない。そういう市民の方々の御意見も頂戴しながら、私は市政運営を行っている、そういう気持ちで常におりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） ならば、夢古道おわせについても、指定管理にもかかわらず、地方紙には、「市に当面の助成要請へ」と一面で大きく取り上げられていましたが、また前回のように市民の皆さんの血税をつぎ込むのですか。前回も協定書で

見ないとされていた２８６万円を支払っていますが、もし住民監査請求を出されれば、市長が市民に返還をしなければなりませんね。指定管理に助成金を出すのなら、もう直営でいいのじゃないですか、これ。商工会といえば、商売のプロの集まりですよ。それともこれも支援者の付度ですか。

議長（南靖久議員）　市長。

市長（加藤千速君）　夢古道おわせ、この事業が非常に苦しくなっているという事実は存じ上げてございまして、議員がおっしゃっていますように、せんだって新聞記事、これを見た。十分見ました。

この辺のことは昨年の１１月２４日に、株式会社熊野古道おわせから光熱費高騰、コロナ禍と急激な経営環境悪化に伴う一時金の給付のお願いということなどで、要望項目を記載した要望書の提出を受けました。そして、検討した結果、本年１月の定例会におきまして、大変厳しい御意見もいただきましたが、光熱水費高騰対策助成金として２８６万８,０００円をお認めいただき、一時金の給付をさせていただいたと。この助成金には本年度までの指定管理期間中の上昇見込み額も含まれておりますので、私としましては、これから新たな一時金の給付は全く考えておりません。

もう一つ、指定管理者制度の導入目的というのは、民間活力の導入、これによりまして市民サービスを向上する、あるいは経費を節減する、こういうことでありまして、夢古道おわせの温浴施設の利用料金収入が大きく見込める施設であれば、指定管理者制度の導入に適した施設であると考えております。これが基本です。

このことから、夢古道おわせの指定管理期間は本年度で終了となりますので、来年度からの公募に向けて、商工観光課に対して協定書や指定管理の検証見直しをなさいと、こういう指示を出しております。

議長（南靖久議員）　４番、西川議員。

４番（西川守哉議員）　さきの超大型事業で、広域環境整備事業の落札率が９９．９％以上でしたね。しかも１者入札を認めたでしょう。金額も２０４億３９０万円ですよ。続く野球場建設工事も９９．９７％、これも１者入札ですよ。市長も浪花の商人であったのであれば、値切るために入札の間口をもっと広げてやってもよかったのではないのでしょうか。このような落札率ならば、不正の起こりやすい随意契約となりかねませんね。これ、プロポーザルだからあれだからという答弁は結構ですので、そこのところ、よろしくお願いします。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 確かに事実として、広域ごみ処理施設の整備事業、それと、今回、野球場建設の落札。落札率は99.9幾つでございました。これについては当然のことながら、そのために債務負担行為を取って、この範囲内でやりますよということはきちんと報告は、要するに御了解は取っているということを前提にしまして、特にこの野球場建設工事の落札については、まず、本工事は一般競争入札であると。その中で広く広告を行った上で入札希望者を募集しておりました。その結果、1者入札であっても入札に必要な競争性は失われるものではないとされていることから、特に問題はないと判断いたしております。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） その点は、多分市民は納得しないので、また私は後からちょっと調べてみたいと思いますけど。

この話は、広域ごみ処理場に参加している2市3町の首長の中の1人の関係者が、私に本当に教えてくれました。高額な事業の話が出ると、自宅に菓子折りが届くそうです。その菓子の中には、昔の時代劇のように、山吹色ではありませんが、あるものが入っているそうですが、その首長は菓子だけを頂き、下の物は丁重にお返しするそうですが、以前、そのような件がばれて、枚方市での広域ごみ処理場計画がなくなったことがあったのは御存じですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 存じ上げてもございませんし、私にとっては全然関心のないことでございます。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） そうですか。ほかの市町ではあったと言っておるもので、ちょっと聞いてみただけですけど。

次に、市直営で運営しているアクアステーションの年間の赤字総額を教えてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） アクアステーションの維持管理経費は、一応過去3か年の計算実績、これを平均としておりますので、それを申し上げたいと思っております。

まず、歳入につきましては、深層水使用料などで約240万円、人件費を除く歳出で約1,450万円、それを差し引きしますと、約1,210万円の費用が余分にかかっている、要するにマイナスというところでございます。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 1, 2 1 0 万円もの赤字を出しながら、なぜこの事業をやめようとしないのでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） この話は私も非常に、この事業に対する思いというのは十分なものがあります。

先ほど西川議員がおっしゃった、質問された内容は、5 年前の平成 3 1 年、たしか第 1 回目だったか何か、そのときに同じ質問を受けております。

まず、私の思いから申し上げますと、海洋深層水施設等の整備費事業、これは私が市長に就任してからずっと、私の思いですよ、正直に言って、重い十字架を背負って大変な事業であるということは認識しておりました。だから、やめたらどうかというような話だと。私もそう思いますよ。だけれども、これには深い理由があるわけなんです。それはどういうことかといいますと、当時の事業費総額は、海洋深層水は約 3 3 億 7, 0 0 0 万円かかるとなっている、事業費で。そして、先ほどのあれじゃないですけど、補助金があるんですよ。市だけじゃ絶対できません。補助金があって、補助金については国から 1 3 億 1, 0 0 0 万円、県から 9 億円、合計として 2 2 億 1, 0 0 0 万円の補助を受けて、補助事業としてスタートしたわけなんです。これ、十分認識しておいてください。そして、補助事業として成り立っている以上、今議員がおっしゃるように、海洋深層水の事業を廃止したら、やめたらというようなですけども、そうはいかないんですよ。これは何でかという、これ、要するに途中でやめるんだったら補助金を返還しなきゃならないというルールがあるわけなんです。

もう一つは、やめてしまった場合に、付設した取水管とか、あるいは送水管、この撤去費用も莫大な費用がかかることになる。そういう一つの縛りが一つある。

そして、一方では、今、海洋深層水は、みえ尾鷲海洋深層水、このあれは、本市だけではなく、三重県にとっても貴重な地域資源だと。そして、その特性を生かして、本市の基幹産業である水産業とか農林水産業の総合的な振興をはじめ、職員等の製造分野、医療、健康、美容分野など、多方面においても有効活用がされていると。だから、結論から申しまして、廃止による影響は大変大きいと考えておりますので、即、言われても、はい、分かりましたということは言えません。

だから、このことから、既存施設をいかにして有効活用をしていくかをまず第

一に考えております。ですから、毎月、毎月、海洋深層水のイベントについては、特に定期的にイベントをずっとやっています。そして、地域住民の皆様と、それから、外からの来訪者、この交流促進を図りながら、地域の活性化に寄与するための取組をまず継続しています。

と同時に、やはりこのままいってもやっぱりおっしゃるように、これぐらいの赤字が出るんだと。だから、引き続き、企業、事業の誘致ということについても、今、商工観光課が一生懸命取りに行っていますけれども、だけど、これがまだ正直に言って進んでいないということは事実でございます。

こういう状況の中でございますので、議員も十分御理解を賜りますようよろしくお願いしたいと思っております。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 補助金の話は僕も分かっているんですよ。先ほど、壇上で申し述べたように、当時の市長、当時の議員が先見の明がなかったということでしょう。何でも賛成をするからこういう結果になるんですよ。これからの事業もこれの二の舞になるかもしれません。そういうところを僕は危惧しています。当時の議員や市長の責任ですよ。そういう負の遺産を、十字架を背負うということは。

じゃ、次へ行って、病院の売店についてですが、先日の委員会で、売店の再開ではなく、自動販売機コーナーを設置すると報告がありましたが、私が一般質問や委員会で売店の再開を強く求めたとき、市長、あなたは何と答弁されたか覚えておりますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 売店につきましては、特に病院の売店については必要であると考えていましたから、不便をおかけしている売店をいかに早く再開できないかという思いは強く、いろんな課題はあるものの、その解決に向け、前向きに検討していきたい、そのように答えました。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） そうですね。市長、あのとき、今再開を目指して頑張っているんです。病院に患者のための売店が必要ですから、西川議員、もう少し待っていただきたい。一生懸命やっているんですと、私への答弁でしたね。間違いありません。

副市長がこの前述べていた、最近の自動販売機が云々。これ、最初の話と違いますね。最初は売店だったのが自動販売機になっています。頑張っている、頑張

っているでこのざまですか。分かりやすく言いますと、スポーツ選手の皆さんは全て頑張っています。が、どれだけの選手が一軍に上がれるのか、また、横綱になれるのか。人の何倍も努力をして初めて頑張ったと言える結果がついてくるのであって、販売機コーナーになってしまえば、これは頑張ったはもう2軍以下ですね。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 売店の再開につきましては、一般質問で質問していただいたり、6月の議会の市政報告、今回の市政報告、特に6月の市政報告については、先ほど申しましたように、第2回の定例会、本定例会、要するに2回ほど報告をさせていただいておりますけれども、まずは要するにスーパー、あるいはコンビニエンスストア、ドラッグストア、小売業者、病院の売店運営を専門に全国的に展開している業者と交渉を重ねてまいりましたけれども、残念ながら契約に至らなかった、交渉が不調に終わったということは報告させていただきました。

しかしながら、要するに店を開くためには商品の調達ということが絶対必要でございしますので、まず、課題である商品の調達につきましては、株式会社オークワ様から地元貢献という観点から御協力していただけることとなりました。まずこんなのね。

あとは販売方法なんです。どうやって販売するのかというのは。商品調達しまして、あとは販売すると。販売方法につきましては、まず、正直に言って、これは経費の関係とか、どれだけの負担を持たなきゃならないのかということもいろいろ考えました。自動販売機を設置する方針と、結論的にはやっぱりそういう方針で進めましたけれども、やはり自動販売機にはどういうメリットがあるのかというようなもの。要するに普通の人つきの売店でしたら、大体1日に8時間、あるいはそれぐらいの営業。今回の場合には、これを置くことによって24時間365日販売が可能となって、品ぞろえもこれまで売店で販売されていたような衛生用品や医療関連用品、また、お菓子、あるいはお昼に軽い飲食ができるなどの販売していくことを予定しておりますので、何とか御理解いただきたいと思うんですよ。

ただ、一つは、西川議員が、要はおっしゃっていることは、何で人つきにしないのかというような話が一番強いと思っている。私はそういうように感じているんです。そんな自動販売機じゃなくて何でやと。ただ、最近のこういう小売においては、自動販売機のことを無人売店といたり、プチコンビニとか、あるいは

コンビニ型自動販売機といたりしておりまして、売店の一種であるというようなことも書かれているようでございますけれども、あるいは店員がいるかないかということについて、その店員さんが何をやっているかというのは、要するにキャッシャーなんですね。お金の会計の受け取りだけなんです。それを人間の手で会計の受け取りをするよりも自動販売機でお金を入れてはどうと。ほとんど私は変わらないと思う。それよりも汎用性の広い365日24時間いつでも買えるというような、そういうものを設置したほうが患者さんのサービスがより向上するのではないかなと私は思っております。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 市長、すごくメリットばかり述べていましたけど、デメリットもちょっと考えてください。ちょっと考えただけでも、入院患者さんの中には当然体の不自由な患者さんがいますが、全ての販売機にはその患者さんたちに対応できているのですか。大量に買物をしたときはどうします。私の体験ですが、松阪の病院に入院していたときはコンビニがありましたので、病院食では物足りず、一つか二つの惣菜を購入していました。が、自動販売機となると、食品の賞味期限はどうなりますか。また、食品ロスにもつながりませんか。ましてや病院内だけに、食中毒でも発生すれば大変なことになりますよ。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） そういう形のものは全て、要するにリスクに対する対策というのか、対応というのはきちんとやっております。これは私が答えるよりも、要するに窓口責任者である病院事務長のほうから一応回答は、説明はさせていただきたいと思っております。

議長（南靖久議員） 病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（竹平専作君） それでは、説明させていただきます。

まず、患者様に対しては、御不便がないようにしてまいりたいというふうに考えております。

また、病院側で仕入れをするわけでございますので、やはり食品ロスのリスクはございます。そのため、日持ちのしない商品は仕入れの数の抑制なり、また、多くは本社の販売部長からも売れ筋商品の情報などの提案もいただいておりますので、マーケティングには生かしているのかなというふうに思っております。

食中毒の懸念につきましては、自動販売機には温度管理も適正にできることから、十分管理していけるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 病院経営もそうですが、コロナによる支援策があったときには、経営上、黒字と報告されていますが、実質は赤字経営でしたね。その当時から支援金にあぐらをかいていたからこんな自体になったのでありませんか。総合的に見て、売店もそうですが、病院の全体経営をどのように市長は考えていますか。同じ赤字ならば、直営でやれば、販売機よりは患者さんたちや病院関係者にも喜ばれるのではないのでしょうか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、先ほどの発言でございますんですけども、我々はコロナ禍、要するに病院のスタッフというものが、当時、コロナ禍のほうにどれだけやっぱり命がけで仕事をやったかということをまず認識していただきたいと。私は、まず、コロナ禍において、先ほど申しましたように、病院スタッフというのは本当にもう命がけだったんです。命がけでその患者さんを守ったわけなんです。そういうこともいろいろ、国との措置とか何とかも今の事務局、一生懸命考えました。まず、やっぱりそこで命がけで守った。そのための成果が国から認められて交付金も多く頂いた、支給していただいたと。これは要するに一時的な話。おっしゃるとおり、黒字化でした。だから、病院経営、大変シビアということは議員もよく御存じだと思います。だから、改革、改革ということで、いろいろ経営改革とか、そういういろいろやっていかなきゃならない。ですから、全て常に彼らは事業をやっているんですから。事業をやってあぐらなんかかきませんよ。一生懸命やっています。その点を認識してくださいよ。やっぱりスタッフかわいそうですね、これ。僕はただ別にあぐらをかいて事業を行っているわけではないんですよ。そういう状況のときにいて、今の病院スタッフ、事務長を含め、医院長、あるいは看護婦長、そういうところを含めて本当に必死になって頑張ってくれています。

でも、正直申しまして、今の尾鷲総合病院の現状というのは、要するに今も含めて医療人口がどんどんどんどん減っていっています。患者サービスというのをいろんな形の中で尾鷲総合病院、きちんとやってくれて、そういうことについても、患者サービスにも向上させるためにはどうしたらいいかという、そういうこともやっています。だけれども、この尾鷲のような中小の病院で、正直に申しまして、今、専門的に言いますと、営業利益ベースと計上利益ベース、そしてあと、

純損失、純利益ベース、この三つに分かれます。段階の病院独自で事業を再開して収益、経費とか、そんなの当然赤字になります。黒字になるということは私は今の状況からして、あんまり考えられないと。

そういった中で、今現在は多少なりとも内部留保金は多少なりともあります。それを少しずつ使いながら、減少より内部留保金を選ぶのをいかにして減らしながら運営していくかということを目標にしながらやっている。と同時に、今後はやはり、ここまで病院経営が大変であれば、やはり痛みを伴うような改革もせざるを得ないと思います。

そして、でもしかし、患者さんの希望というのを、やっぱり公立の病院ですから、そういった形のも聞かなきゃならないと。

そういう状況下で今回売店を再開することにおいては、人をつけた場合であったとしても、自動販売機でも、赤字のリスクというのは当然あると想定しております。そういった中で、そのためにもできる限り費用を抑える観点からも、私は自動販売機に決定したことが大きな要素と考えております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 今、市長が、病院の看護師さんたちが命をかけて頑張っていた。それは認めます。だから私は常々、消防士の方たちと病院の看護師さんたちの報酬を上げてほしいと申し上げております。

消防の広域では少し上がりましたよね。そんな赤字ばかりアクアステーションに突っ込むんだったら、その分病院の看護師さんの給料を上げてほしいものですけど。

それと、定例会初日、病院の売店が自動販売機となると報告を受けましたが、これ、いつ議会で話合いがありましたか。議会での議論や承諾もなく、自分たちの都合で勝手に決めるのであれば、二代表制やへちまもないではありませんか。議場での謝罪だけで済まそうと思わないでいただきたい。それとも、尾鷲はあなたの独裁の地ですか。どこかの知事のようにパワハラで訴えられない程度にしておきませんか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の、要するに自動販売機で経営を行っていきたいということについては、議会に対しては、まず本年の、先ほども、繰り返しになりますけれども、3月定例会での議員の一般質問をいただいて、そのときにもお答えして、

6月の定例会、それから今回の定例会、市政報告にて経過を説明させていただいておりますと。結果として自動販売機での販売方法となりましたが、これまでどおりの商品の品ぞろえも確保できて、さらには土曜日、日曜日に限らず24時間対応できる患者サービスとなることから、早急に対応したく、決定した次第でございます。決して議会を軽視したり、独断でやったわけではございません。その点を御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 次に、市民の安全の確保といっても多岐にわたる危険がありますが、まず考えられるのが地震や津波。台風などの自然災害の避難場所は各町内のコミュニティーセンターなどになるのでしょうか、最近では独り暮らしのお年寄りや犬や猫を飼っている市民も多くいるでしょう。しかし、ペットは避難所には入れません。乗用車を所有している方は車での避難になるのでしょうか、これ、一体どこに避難すればいいのでしょうか。

また、トイレの問題も懸念されますが、その対応は考慮されていますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） ペット等を連れて自動車避難する場合、車で避難する場合、まずそのときには小中学校などでの駐車スペースがある避難所、これは車の中で避難生活を送っていただくことも一つの方法であると思っております。この場合については避難所に連絡を取り合いながら、そこに対する支援物資というものがありますので、それを受け取ることができると、これは一つの方法です。

あとは、各避難所の話なんですけれども、各避難所で作成を進めております避難所運営マニュアル、これがございます。これにおいては、必要に応じてペット専用のスペースの設置に配慮するよう記載しておりまして、避難所によってはペット同伴で入所することも可能であると。ただし、避難所が狭隘であったり、避難所の中に動物アレルギーを持つ方とか、動物に対する恐怖心、こういう持つ方がいらっしゃる場合には、避難生活の中で、要するにトラブルが生じないように避難所運営委員会を運営していく必要があると考えています。

まず、トイレにつきましては端的に申し上げますけれども、発災時に断水することが、例えば想定した場合に、あらかじめ避難所へ簡易トイレも配備しております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 時間がなくなってきたので、ちょっとはしよらせてもらいますけど、7月28日の午後から中央公民館で、宇都隆史先生による「激化する米中戦争と日本の対応」という講演会がありましたが、講演の内容で海外有事についても話されていましたが、平和ぼけした日本国民の目を覚まさせるために、国会に関わる国士の方から、「西川君、ぜひ地方議会からも声を上げてほしい」とのことなので、質問をさせていただきます。

市長は、海外有事の際について、どのような対応を考えていらっしゃいますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今、現状、この有事の際について急に対応するということは大変難しゅうございます。非常に無理かも分かりません。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 市長、「宣戦布告」という映画を御覧になったことがありますか。ある日、我が国の日本海沿岸に某国の工作員が上陸して住民を虐殺しますが、自衛隊は反撃すらできません。反撃をすると宣戦布告になるからだそうです。が、宇都先生の講義でもあったように、中国の艦船は太平洋側まで来ているようです。もし工作員が尾鷲に上陸してくるような事態に陥ったときは、警察官の拳銃で戦うことになるでしょうが、相手はRPG-7やAK-47で武装した敵には話にならないでしょう。そのときは自然災害とは別の避難対応が必要となりますが、簡潔に対応を教えてください。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） テロ行為とか、そういう外からの侵攻云々というのは予想だにできないようなことで、ただ単に尾鷲市で何ができるかといったら、私はその件については不可能であると。だから、今回、この前も西川議員とお話ししましたように、今日は何の日かということを知られましたよね。今日は同時多発テロの日ですよ。アメリカすらもそういうことになる。アフガンからのあれで。大変、だから、小さな尾鷲市にとって有事の際の対応ということは、やはり我々としては対応というのは非常に難しい。

ただ、要するにそういう場合が起こり得る場合においては、やはり市民の方々がどういうふうな形で、要するに逃げ場所をきちんとあれするか。これについては要するに災害対策の場合と同じようなことだと思っております。

ですから、今の御質問に対しては大変市として、市長としてお答えするには非常に大きな問題でございますので、はっきりとした回答はできません。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 別にこれ、市長じゃなくても、防災危機管理課長でもいいんですけど、特に北朝鮮においては頻繁に長距離ミサイルを発射して、我が国の排他的経済水域、EEZにも破片が落下する事態が頻繁しています。日本海側ではJアラートの注意喚起放送もよくあると地方の友人から聞き及んでいますが、ICBMはアメリカまで届くとされていますが、一步間違えて、つまりこの尾鷲側に飛来したときは、そのときはどのような対応を取られるのでしょうか。絶対ないとは言いきれませんから、ぜひ教えてください。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 御説明申し上げます。

Jアラートにつきましては本市も整備をしております、国からの情報を人の手を介さず市民の方々に防災行政無線を通じてお知らせする、そのような整備をしております。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 僕は避難の方法を聞いているんです。

宇都先生も述べられていましたが、日本には長距離防空ミサイルペトリオットPAC-2やPAC-3の絶対数がないことが問題で、配備されているのは首都近郊だけでしょう。一般にICBM、大陸間弾道弾といっても基地から発射されるもの、移動式ランチャーから発射されるもの、また、潜水艦から発射されるSLBMがありますが、もし太平洋側から中部圏を狙ったものが命中精度が低くてこの地方に飛来してくることもなきにしもあらずですが、都会と違い、地下鉄、地下道などが、避難できる場所がない尾鷲にとって、そのとき市民はどこに避難をするのですか。

議長（南靖久議員） 西川議員、この質問通告の中で、有事の際の対応というのは十分認識することなんですけれども、特に今回は大きな日本の国防に関することですので、質問通告の中で入っていたんでしょうか。それだけちょっと確認をいたします。

4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 令和3年12月、「尾鷲市国民保護計画」、これ、議長、知っていますか。

議長（南靖久議員） 知っています。

4 番（西川守哉議員） 知っていたら、この中に他国からの武力攻撃って書かれてい

ますから、僕はこれに従って質問しているんですよ。国防のことなんて言っていないですよ。

議長（南靖久議員） その通告をしておりましたかという。それは分かるんです。条例に基づいてしたのは。

4 番（西川守哉議員） 条例に基づいて言っているんだったら、途中で止めないでいただきたい。

議長（南靖久議員） できたら……。

4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 最初に、市民の安全の確保といっても多岐にわたる危険性がありますがと述べていますが、それはどうですか。

議長（南靖久議員） 質問を続けてください。

4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 答えをもらっていないんですけど、さっきの。I C B M、S L B M が飛んできたときはどうするんですか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 先ほど防災課長が言いましたように、J アラートによる報告、市民への周知の中で、尾鷲の場合、施設としては少ないですけど、やはり頑丈である鉄筋コンクリートの建物へ避難するように周知してまいりたいと思っております。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 国民保護計画の中にはそんなことは、副市長、一言も書かれていませんよ。J アラートは J アラートで注意喚起だけですよね。避難方法を聞いておるんですよ。じゃ、輪内の方は逃げられるようなビルとか、そういうものがありますか。

議長（南靖久議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 先ほども言いましたが、尾鷲市は都会のように地下鉄や地下街といった施設がございませんので、現在存在するそういった鉄筋コンクリートの建物が一番安全であるということで、そこへ避難するしかない状況であります。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 地下鉄ではないと言ったのは私ですよ。

副市長（下村新吾君） 尾鷲市には。

4 番（西川守哉議員） 尾鷲市にないと言ったのは私です。僕はそれを周知されてお

るのかどうか。Jアラートが鳴っただけでは、どういうふうな避難を誘導するのかということを聞いておるだけです。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 国民保護計画の中では、副市長も説明されておりましたが、堅牢な建物というふうな表現をされておりますが、そのような現状としてある施設への避難、そういったことを呼びかけることとしております。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） じゃ、輪内の人にどこに堅牢な建物があるんですか。それを教えてください。

それと、弾道が通常でも、大陸間弾道弾だったらどれぐらいの被害が及ぶと思いますか。鉄筋コンクリートのビルに入ったときに。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 現状ある施設の中での対応をしていくしかない、このように考えております。

議長（南靖久議員） 4番、西川議員。

4番（西川守哉議員） 今、ウクライナでもやっていますね。HIMARS（ハイマス）でも、ビルのアパートの半分が吹っ飛ぶんですよ。HIMARSですら。これ、通常弾道であれば、ICBMだったらそれはそのビルごと吹っ飛ぶんですよ。そんなので市民の危険を守れますかということを言っておるんですよ。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 要するに、内容が内容だけに大変厳しい御質問でありまして、その対応については要するに今の尾鷲の現況を考えていると、あまりできていない。だから、その辺のところの要するに確率度というのも非常に思っていない。こういう状況なんですね。

そういった話については、やはりもう一度、そういう心配があるとすれば、もう一度やり直して、Jアラートを中心としたそういうものがあつた場合にどうするのかということについては一回研究するというのか、検討するというのか、その対応をどうあるべきなのかということもやはり考えなきゃならない。

ただ、言えることは、通常のあれよりも、我々としての認識は非常に低いと、私自身はそういうふうに使っておりますので、その辺のところも含めて今後勉強会というのか、検討会というのか、そういうことをちょっとやってみたいと思っております。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 4 番、西川議員。

4 番（西川守哉議員） 執行部が国民保護法、尾鷲の、十分勉強していないことがよく分かりました。

最後に、市長は予想すらできない自然災害の津波ですら都市公園で「一人の犠牲者も出さない」と豪語されていますが、世界情勢を注視していれば想定できる他国からの武力攻撃に対しても同じように「一人の犠牲者も出さない」ような対策をもって今から対応していただきたい。

もう時間がないのでこれで一般質問を終わります。答弁は結構です。どうせ答えられないでしょうから。

議長（南靖久議員） ここで休憩をいたします。再開は 1 1 時 1 0 分からといたします。

〔休憩 午前 1 0 時 5 9 分〕

〔再開 午前 1 1 時 0 8 分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

最後に、8 番、中村レイ議員。

〔8 番（中村レイ議員）登壇〕

8 番（中村レイ議員） 皆様、こんにちは。

昨日の新人議員の初々しい質問、よかったですね。市長の答弁ともちゃんとかみ合って、一般質問の見本みたいでした。議会が終わってから、市長は、レイさんも中村さんみたいに短い質問やとええなと言われましたが、そこは市長と同じ年の新人議員といたしまして、この議会を見ておられる方の期待どおり、いつもの「トムとジェリー」で、時間いっぱい追っかけ回したいと思います。

話は戻りますが、市長の市政報告も、中部電力からの 4 億円の寄附に対するお礼に始まり、市制 7 0 周年行事をはじめとする様々なイベント関係者に対するの感謝など、さすが企業経験者の報告だと感心しました。

でも、お仕事完璧そうに見える市長でさえ、ミスすることもあるんですよ。

今年の夏は去年に引き続き、愛知工業大学と明治大学の学生、院生、先生総勢 3 5 名が尾鷲に入っていました。盆明けには三木浦で大勢の地区民に市長も加わり逃げ地図作りを行いました。同じ日には三木里で昨年行った逃げ地図作りで明らかになった津波避難経路を塞ぐおそれのあるブロック塀の撤去をボランティアの土木関係者の指導の下、男子学生、院生、集落支援員総勢 2 0 名でプロ

ック塀を大ハンマーだけで20メートル撤去してくれました。先生をはじめ、全員自費で逃げ地図作りやブロック塀の撤去をしていただきました。

熊野市では、津波避難経路にある高さ60センチ以上のブロック塀などの撤去には、助成金が最大5万円まで出ます。炎天下で学生が死ぬかと思ったという作業に、尾鷲市からはジュースの1本はおろか、市政報告の中に取り上げもせず、市長からの感謝の言葉すらありませんでした。この場をお借りして、市長には成り代わりませんが、心からの感謝とお礼を申し上げます。

この市長の防災に予算をかけたくない姿勢は、市政報告の中にちゃんと書かれていました。1ページに、南海トラフ地震臨時情報注意発表に対応して、地震・津波に対する備えを呼びかけました。呼びかけただけです。そして、極めつけは、自助、共助の強化を図っていくと報告されましたが、公助の強化については何も書かれていません。市長の考える公助とは、某銀行の必要のない駐車場の跡地も一緒に買い上げて、銀行の金庫解体にも多額の費用がかかる避難タワー建設説明会では、近隣参加者が誰も逃げて上がらないと言った高さが十分だとは思われない避難タワーを2基建て、体育館は4面ある壁の道路沿いの1面だけが強度がないのは、柱の鉄筋量が今の基準に合わないというのではなく、施工方法と材料内容に問題がある。そんな建物を耐震補強するのはもう価値がないと思われるにもかかわらず、多額の予算をつける。これが公助で、市民が逃げる道を塞ぐブロック塀に対する公助はせず、5分で逃げたくても、ブロック塀で道が塞がれると5分では逃げられませんよね。そりゃあ消滅しますよね、尾鷲市はね。

それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は2点です。

1点目は、「住みたいと思えるか、住み続けることができるか」を見極める上で大切なこと。人口減による税収入減少と尾鷲市が抱える借金総額の返済について。

2点目は、防災危機管理全般と、今回の南海トラフ臨時情報注意発表に伴う要支援者個別避難計画作成推進について。

今回の日向灘地震により、南海トラフ臨時情報注意が発表されました。多くの方は、びっくりして3連動地震につながるのではないかと心配されたことと思います。幸いなことに大地震はまだ起こっていませんが、逃げるときに支援が必要な方にとって、今回の注意は切実な問題として再認識されたと思います。

尾鷲市が毎年見直している地域防災計画 167 ページには、臨時情報注意ではなく、警戒が出たときに 1 週間高台に避難する避難指示の対象となる地域が書かれておりますが、旧町内の該当地区だけが書かれています。梶賀・曾根・賀田・古江・三木里・三木浦・早田・九鬼・松本・大曾根・須賀利の津波浸水域想定地域は書かれていません。周辺集落の浸水予想地域には、避難困難者が多数います。避難指示指定区域に入れない理由は何でしょうか。

国は、水防法に基づき、大雨時に氾濫が予想される福祉施設管理者に対して、避難確保計画の作成、訓練を義務化しました。尾鷲の全ての施設は避難確保計画をつくっています。でも、尾鷲市は、大雨による河川による氾濫より、津波の駆け上がりによる河川からの浸水を重視すべきではないでしょうか。今はまだ、津波浸水域の要支援者個別避難計画の策定は努力目標ですが、三木里では大学の指導を受け、逃げ地図上で自分が逃げる道順を自分で記入し確認することを行い、それを集落支援員が浸水予定地域を優先して、今、順次回り作成しています。この誰が見てもすぐ分かる逃げ地図の個別避難計画は、要支援者はもちろんのこと、健常者にとってもとてもためになると思います。市長はこの逃げ地図作りに 2 度も参加されており、有益性は実感しておられると思います。逃げ地図を使った個別避難計画作成を、「津波は逃げるが勝ち！」の尾鷲市が主体的に実施していくべきではないかと思われませんか。いつまで大学におんぶにだっこされていくのでしょうか。

今回の台風も実被害がないにもかかわらず、ごみの収集が止まりました。市長は、ごみ焼却場の劣化ばかり気にされますが、今回のように施設ではなく、ごみ収集ができないことも想定されていたのでしょうか。アクシデント発生時の近隣市町とのごみ焼却協定は結ばれておられますか。ごみの焼却運搬が 24 時間止まったら、自動的に持込み協議を始める協定が必要ではないのですか。

もう一点は、尾鷲市の人口減少に伴う税収減と来年度から始まる大型箱物の建設が続くことによる借金の総額と返済について。

市長は以前、財政は 5 年を見ればいいと言われました。しかし、大型箱物の返済は完成後の 3 年先から本格化するので、最低 10 年の推移を見る必要があります。この二、三年は確かに市の借金も減り、順調な財政運営をされていますが、来年から始まる国市浜都市公園、それに対する液状化対策、避難歩道、ナイター施設、跨線橋落橋防止工事、広域ごみ施設、ストックヤード、避難タワー、体育館、それらをひっくるめて、本当に市長が言われる 100 億に収まるのでしょうか。

か。そして、今まで、尾鷲の借金は平均１００億を推移しておりましたが、今後
も予想されていく、どうしても必要なコミセンの高台移転や指定避難所の耐震化、
消防団屯所の建設も必要ですね。まだこれから先、一切の建物を建て直してい
かなくてもいいとしても、今から始まる返済は令和２９年まで続きます。地方自
治体は、お金は刷れません。必要な建物に必要な予算は必要です。でも、無駄な
建物に無駄な予算をつけて、あと１０年で尾鷲市の人口は１万人近くまでに減少
するでしょう。その１万人の人の年収より多い返済を押しつけて、１０年先に
「住み続けたいまち」と市民に言ってもらえるのでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（南靖久議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、中村議員の御質問にお答えしたいと思いますん
ですけれども、壇上でいろいろと申し上げたことに対しては、中村議員がおっしゃっ
ていることであって、それに対する回答は壇上では行いません。だから、今まで
四つの壇上についての御回答を申し上げたいと思っております。

まず、南海トラフ地震臨時情報巨大地震警戒の避難指示の対象地域についてで
あります。

８月８日に南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表されましたが、これは
南海トラフ地震の想定震源域である日向灘でマグニチュード７．１の地震が発生
したことに伴うものでしたが、南海トラフ地震の想定震源域でマグニチュード８
以上の地震が発生した場合には、南海トラフ地震臨時情報巨大地震警戒が発表さ
れることとなっております。この場合は、巨大地震の発生確率が平常時に比べて
１００倍高くなると言われており、津波からの避難が困難な地域を事前避難対象
地域として定め、その地域を対象として避難指示を発令する計画としております。

避難指示の対象となる事前避難対象地域は、津波から到達する時間と避難にか
かる時間から地震・津波が発生してからでは津波浸水域外への避難が困難と考え
られる地域であります。

その中で、まずこのハザードマップから、津波浸水域となる地域は、天満から
北浦、それから、さっき御指摘のあった曾根から梶賀、これ、まず４１地域ござ
いますが、そのうち、地震・津波が発生してからでは津波浸水域外への避難が困
難と考えられる地域、いわゆる事前避難対象地域は旧尾鷲町内３０地域のうち、
１３地域、これが示されておる、地域防災計画の御指摘のございました１６７ペ

ージには、この事前避難対象地域を13地域記載しているものでございます。

しかし、事前避難対象地域外の方に対しましても、8月の巨大地震注意と同様に、日頃から地震への備えを再確認していただきたい、その旨を呼びかけることとしております。避難指示を発令するときには、開設する避難所も併せてお知らせいたしますので、事前避難対象地域外の方におきましても、不安を感じ避難される方は開設する避難所へ避難していただきますようお願い申し上げます。

このような南海トラフ巨大地震臨時情報の意味やその対策につきましては、市民の関心が高まっている状況にありますので、いま一度周知を図り、南海トラフ地震臨時情報巨大地震警戒の発表にしっかりと備えてまいります。これが一つでございます。

次に、逃げ地図と個別避難計画についてでございます。

まず、逃げ地図作り。

私も昨年8月に三木里地区での逃げ地図作り、ございましたけれども、参加させていただきました。これは、私の思いということは既に申し上げておりますけれども、やはり子供たちと一緒に、地震が起きて橋梁が落ちるなどの様々な障害が起こることを想定しながら、逃げられる距離をひもで測って色分けをして地図を完成すると、こんな内容なんです。完成した地図はとても見やすく、確かに見やすかった。有効性も高いものと私は感じました。これを各地区自主防災会や学校などでの実施に向け、検討いたしました。

まず、今回、中電跡地の都市公園から逃げ地図作りを作ろうと、逃げ地図作りを要するに野球少年団の子供たちと一緒に実施いたしましたところ、避難のための橋を整備することで要するに色が変わり、速やかな高台への避難が可能となることが分かる地図となりました。子供たちがそういうふうにおっしゃっています。

三木里地区、先ほど議員のほうからもおっしゃっていましたが、三木里地区・三木浦地区では、明治大学の山本教授、そして愛知工業大学の益尾先生、この方をはじめ、大学生の皆さんなど、多くの方々の支援の下、地域住民の方に多数御参加いただいて、複数の班に分かれ、昼間や夜間、車両避難や通行止めなど、様々な想定について逃げ地図作りが行われておりました。

本市においては、このような取組を参考にしながら、今後の地域における防災啓発の充実に努めていきたいと、これは前々から申し上げておりでございます。

次に、この個別避難計画については、これ、大変難しい。避難に支援を要する

方の支援計画で、その方を支援する人を決めておくこととなっておりますけれども、南海トラフ巨大地震発生後、十数分で津波が襲来すると予測されている本市におきましては、この地域におきましては、現状では支援する人が危険を伴わずに避難の支援をすることは困難であることから、どのように作成することができるか、現在検討しております。三木里地区での集落支援による作成事例も参考にさせていただきながら、また、本年度から本市の防災アドバイザーに着任いただきました三重大学の川口教授には他市町における作成事例などのアドバイスをいただきながら、本年度中に個別避難計画作成に着手をしたいと、そのように考えております。

3 番目の、この前の台風によって災害時のときの清掃工場がストップになったと。そのときの協定書が結ばれているのかと。

まず、ごみ収集ができない事態の想定については、この中身を申し上げますと、先月末に台風 10 号の影響によって、尾鷲市清掃工場は、まず建物などの被害がなかったんですね。だけれども、そこを通じる国道 425 号が雨量規制により通行止めとなったことから、ごみ収集と清掃工場の稼働を中止したと。これは事実ですから、これははっきりと申し上げます。

国道 425 号については、これまでも雨量規制とか倒木、こういったもので通行止めになることはありましたが、道路管理者である県においては第一優先で対応していただいております。これはよくあるんですよ。だから常に 425 号については、雨量規制とか、要するにのり面の崩落とか、いろいろありますので、まずこれがあつた場合に、第一義的に県の方に第一優先で対応していただくように常に言っております。

従来は 1 日程度で通行止めを一生懸命やっただけで解除されておりましたが、今回の台風 10 号は、まずやっぱり速度が非常に遅かった。そして、雨量規制が解除されないまま 4 日間も通行止めとなったと。確かにこれ、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしました。本当に申し訳ないと思っております。

それに対する他市町との協定についてですが、本市では平成 16 年に県と災害等廃棄物処理応援協定を締結しております。これは災害等の発生時に迅速かつ適正な処理を実施するため、他市町や他県、民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものであります。今回の台風でも、通行止めになる前から県と連絡を密にして、災害時に迅速に対応できる体勢を整えておりました。

今後、台風等の災害やその他アクシデントにより、長期間ごみの収集が行えな

い状況が発生した場合には、本協定に基づき、県を通じて近隣市町にごみ処理の応援を求めていくこととしております。

また、本協定以外にも、令和３年に本市独自で伊賀市の民間業者と災害廃棄物等の処理に関する基本協定も締結させていただいたところです。内容につきましては、県との協定では対応し切れないケースにおいて、災害廃棄物等の迅速な処理を進めるために、災害廃棄物等の撤去、積み込み作業、収集運搬、処分等について協力要請できる協定であります。

これから台風等で清掃工場までの交通アクセスが、要は道路が通行止めになった場合、ごみ収集ができなくなり、要するに市民の皆様に変な迷惑をおかけすることになります。だから、要するに４２５号は大変な状況にあるので、私としては、現在実施計画をしております新しい広域ごみ処理施設が完成すれば、このような事態が発生しないものと考えておりますので、その事業をさらに推し進めてまいりたいと、このように思っております。これが３点目でございます。

次に、財政見通しについてであります。

先ほど議員がおっしゃったとおり、人口減少等に伴い、市税については今後も減少傾向が続くと、こういうふうに予測しているところでございます。

しかし、当然のことながら、さらに人口減少が進めば、市税収入も減少し、このまま何もしなければ、町の衰退は火を見るより僕は明らかだと思っている。そういうことから、何とかこの状況を食い止めなければならないと常に考えております。

尾鷲市を維持発展させ、「住みたいまち、住み続けたいまち」をつくっていくことが市長である私に課せられた使命であると、このように考えております。

現在進めている全ての事業がそれを実現していくために必要な事業であると私は信念の下で進めているものであり、無駄だと言われることは、私は非常に心外だと思っております。無駄ではありません。大事な事業なんです。

次に、この財政見通しについては、先ほども御指摘のございました国市浜公園整備事業、体育、文化会館及び中央公民館の耐震長寿命化事業、広域ごみ処理施設整備事業、避難タワー整備事業等々の大型事業にかかる事業費については、当然財源を踏まえて作成しているものでありまして、その中で、今後、地方債残高が一時的に１００億円を超えることも想定しております。そして、そのような投資が、その投資は幾ら大型事業を進めているとしても、財政に対して私はめっちゃ

くちやシビアです。私が数字を見ずして行うことはないと思います。きちんとした計画は立っております。議員にはその点も十分御理解いただきたいと思います。したがって、このような臆測なのか、御意見なのか分からないけれども、要するに市民の皆様には私は余計な心配をおかけすることになりかねますので、そのような発言というのは、私としてはその発言に対してきちんとお答えをして、市民の皆様には御理解いただくようにきちんとやります。

また、地方債について、国県等の補助金が活用できる場合、それらを控除した額に各地方債の充当率、これも財政的な意味で、充当率を乗じた額が借入金になるのは、これは御存じだと思います。そして、加えて交付税措置率の高い有利な地方債を活用することで、実質的な負担をかなり抑えることができるわけなんです。これはもう御存じですよ。あえて言っているわけですね。

具体的にその通知を説明しますと、令和5年度末の現在の地方債残高、当初110億円ぐらいあったのを、私、当時はあったので、今、83億3,900万まで抑えてきました。これは何も投資しないからです。これだけやっばり二十何億、30億近くも下げたというのは。それはそれとして、83億3,900万、このうち85.5%、これがすなわち83億ウン千万に対して71億3,000万、これが普通交付税に参入されているんですよ。だから、本市の実質負担は14.5%の12億900万となっている、数字はこうなっています。だから、83億の地方債残高に対して、本市の実質負担額は12億900万であると。

また、公債費の今後の見込みについては、先ほどの大型事業に係る償還のピークが令和12年度になると思います。そのときに、公債費の限度額、大体10億円程度を見込んでおりますが、それ以降については減少に転じると想定しております。

私自身、これまで公債費10億円以下、地方債残高100億円以下、当初予算編成後の財政調整基金残高10億円以上ということを健全な財政運営を行っていく上での指標として言い続けております。確かにこれを言い続けられるのも、先ほども申し上げましたが、令和元年度当初予算返済後の財政調整基金の残高が4,000万円余りしかない。当時はやっばり財政危機宣言を出さなければならぬ、それぐらいに悪化した経緯がありましたけれども、いろんな新たな事業の促進、あるいは厳しい施策の遂行など、そういうことに取り組んで、ようやく健全な財政運営を継続していくための一定規模の基金造成が図れたもので、これを何とか維持していかなければならないと、あえて先ほど申し上げた指標を示し

たわけでございます。一時的にはこれを維持できなくなる年度はあるものの、その基本は崩さず、毎年度、財政の見通しを立て、確認しながら安定した財政運営を行ってまいりたいと思っております。

以上、壇上からの御質問４点に対して回答を申し上げます。

議長（南靖久議員）　８番、中村レイ議員。

８番（中村レイ議員）　長々と説明ありがとうございます。

すごく抽象的な説明ばかりなので、具体的な数字を挙げて、財政について、少し議論していきたいと思います。

まず、人口が令和１０年で１万３，０００人、そのときの税収が約１７億、そのときの尾鷲市の本庁の人件費は１８億になっている予定です。そして、このとき、人件費が既に税収を上回ります。そして、地方債残高が９８億。返すお金の合計が９億。まだこのときの１人当たりの負担は６万９，０００円ぐらいです。でも、これの試算は右肩上がり、人口が増えるときには、市長がおっしゃるように、１００億で借りて１００億の借金を１０億ずつ返していくというのが成り立った自論なんですよ。

でも、令和１５年、約人口は１万人になります。税収見込みは１３億ぐらいで、そのときの人件費は２１億になっているはず。地方残高、借金は８１億。そのとき、毎年返すお金が１０億。償還金の合計が１２年からずっと約１０億を平均で横並びになります。これはなぜかということ、広域の消防は広域なので、尾鷲のここの中には入らないんですけれども、尾鷲市としての負担金があります。ですから、１０億を切るとおっしゃいますが、実際の負担はずっと１０億を維持していきます。

そして、令和２０年には尾鷲市の人口は８，０００人ぐらいを見込まれます。そのときの税収入は１０億でしょう。人件費がこのままの人事院勧告というのか、今の上昇率２％で上がっていくと、２４億。そのときの借金残高が７３億。そして、そのときに毎年返すお金が８億４，０００万。このときになったら、もう既に人口の１人当たりの借金が１０万円を超えます。

令和２５年には、尾鷲市は５，６００人を見込まれます。そのときの税収は７億しかないんですよ。そのときの地方債の借金は、まだ何と７２億も残っています。毎年毎年７億６，０００万も返していかなあかんのですよ。５，６００人の人口で７億の借金を返していくんですよ。１人当たり１３万の負担です。これをもって、本当に住み続けられますか。令和２５年には、税収と借金がほぼ同額にな

ります。

このように、市長の任期は4年です。4年しか考えなくていいんですよ。その次の期はどうなろうと、基本どうでもいいんです。でも、住み続ける人にとって、20年って、今、生まれた子供が二十歳です。今、市職の皆さん、40代の方はまだ60です。20年たったときの借金の返済額を一切公表もせず、勘案もせず、無駄じゃないって今おっしゃいましたが、それに関してもう一つ、数式の計算を発表したいと思います。

ごみの焼却場について、一番最初に、ごみの焼却場は中部電力の民設民営の話がありました。これは公表もされないうちに闇に葬られましたが、そのときのトン当たりの焼却費が6万円から6万5,000円でしたが、1人当たりの負担は1年間で2万2,000円払う必要があります。そして、市長はそれが高いから断ったとおっしゃいましたが、1人当たり2万2,000円は人口が減ってもごみの量が減るので1人当たりの負担は一緒なんですよ。ところが、広域ごみ処理施設を尾鷲市、広域で建ててしまうと、人口が減ったとしても借金はずっと残りますので、それを少ない人口で払っていかなきゃいけなくなるんです。そして、維持費が年間1億。今と一緒にやと言われますが、もし民設民営なら、ごみが減った分だけ減るんですけれども、広域ごみを建てた場合、維持費と建てるお金、そしてその建てたものを潰すお金までが今度かかってくるんですよ。民設民営の場合は、建てるお金も維持費も潰すお金も民設民営で全部込み込みでトン、1年間に住民は2万2,000円の負担です。でも、造るお金と維持費と潰すお金までを勘案したら、何と令和29年最後の償還が終わる頃には、尾鷲の住民は年間14万5,000円を負担する必要が生じてきます。

このように、短期的に見れば非常に安価に見えるんですが、長期で18億得する。何にも得しないです。ちゃんと数字で人口のトン数を出して、204億で割ってって、本当に市民がどれだけの負担をするかを考えてみたらいいと思います。

何回もこの場でも言わせていただいています、当初は紀北町との広域ごみの話が進んでおりました。そして、小さな焼却場は造るのにもお金が要らないし、潰すときにもお金が要らないんです。そして、人口が減ってきたら、24時間燃やすために、ごみの代わりに油、重油、その他を燃やし続ける必要が出てくるんです。尾鷲市はゼロカーボン、CO₂削減と言いながら、人口が減ったときに、どんどんCO₂を排出するような方向に行くことになります。

このように、大丈夫です、信用してくださいの数字は信用できません。ですから、市長もちゃんと人口と人件費と、そして返すお金に対して、1人当たりの負担が幾らになるかというのをちゃんと示すことによってのみ、市民が本当に必要なものかどうか。市民は分からないから造ってくれたらうれしいんですよ。国市浜も造ってくれたらうれしいです。そら、お金も要らんかったらうれしいけど、今生まれた子供が二十歳になったときにそれだけの負担をせなあかんって言われて本当に造ってほしいですか。そこのところを市民の皆さんもよく考えられるような資料を出すのが執行部の仕事だと思います。どう考えられますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） いろいろと御質問、あるいは中村レイ議員流の財政の見通し計画、いろいろお話はされたと思うんですけども、あんまりそれについては私は議論したくないです。

まず第一に、今、市政の一般会計の中で、100億円なら100億円としましょう。まずこれだけね。これは御存じだと思います。100億円の、要するに歳入がある中で、今、直接市民税というのは市民税が大体20億を切っちゃったんですね。全体の18%ぐらいが要するに市民から頂戴する税金なわけだ。あとの八十何%というのは地方交付税もあるし、国庫交付金もあり、いろんなものが寄せ集まってこうなって今100億になって、その100億以内にいろんな経費も使わなきゃならないけれども、どんどんどんどんやっぱり扶助費やら、あるいはいろんなものが上がってきました。そういった中で何とか100億以内にしようと思って、要するに足りない分、歳出と歳入の差があった場合には、歳入の部分を合わせるがために、財政調整基金を繰り入れてちょうどチャラにする。これが要するに予算編成でありますね。御存じですね。

そういった中で、これがあって、それをベースにしながら、今後、投資と、要するに常に書いてある義務的経費とかいろんなものを計算しながら、要するに財政の計画というのを見通しというのとは立てていると。それが5年から6年、5年ぐらいの経費で。6年先というのはよう分からないんですよ。地方交付税にしろ、国から払われるのがどれぐらいになるのかというのは分からない、これ。ただ、一応つくれと言うたらつくりますけれどもね。あまりにもあやふやなんですよ。あなたはそう思っているけど、我々はこうしているんですよ。

それでもって、まず大事なことで、特に人件費の件について、どうも私、不可思議でしゃあないんですよ。人件費と市民税のあれを何で比較するのかというよ

うな話なんです。当然、さっきので、2%ぐらい上がったら人件費が今のところ16億円ぐらいですか、16あったら二十何億になるというのは、そんな話ではないんですよ。要するに、規模が小さくなったら人件費もやっぱり減らしていかなきゃならないですよ。ただ、最低限のやっぱり必要な人はいますよ。だから、その分についてのあれも、やっぱり人件費も流動的にやっていかなきゃならないという考え方なんです。

だから、その辺のところをちょっと申し上げますと、将来的に人件費が市税の額を上回ることについて、要はどう考えているのか。これをまずお答えしたいと思います。

まず、現状を申し上げますと、令和5年度決算において、市税収入というのは、令和5年度ですよ、昨年度は若干上がりました。何十万か。19億7,100万円ですよ。一方の人件費は、約16億3,800万円。若干開けたら、議員が比較する市税収入と人件費を割ったら市税収入のほうが上回っているという話や。

市税については10年前の平成25年度を比較しますと、約3億4,700万減っているんですよ。22億何千万ぐらいあるとき、10年前ね。このペースで我々が試算してみますと、10年後の令和15年度におきましては、16億円台になることが予想されました。だから、19億7,000万から16億円台ぐらいに10年後はなりますねと。これは大体同じですよ。そういう、おっしゃるように、人件費が市税の額を超える可能性は私は十分あると思います。

だから、中村議員の場合にはこういう視点について、確かに人件費を抑えることは一つの重要な課題です。私は思います。でも、市税収入より人件費のほうが多くなるということは、特に小規模自治体、尾鷲のような小さな自治体については起こり得ることなんです。地方税収入が少ないんですから、我々。地方税収入が少ない自治体については、そういった自治体の財源保障を確保することということで、国からの地方交付税が多くなるんです。だから、極端に言ったら、負担してくれるんですよ、国のほうが。これが国の制度であるんですよ。だから、要するに私も財政課長に、こんなことを、中村議員の質問に答えているけど、本当にもうちょっとその辺のところの決算状況等々、各市町の決算状況を示しておくと、ちょっと知らせてくれというふうに言いましたが、近隣市町の中で、我々の近隣市町の5市町の決算を見ますと、どこがどうのこうのとは申し上げませんけれども、地方税収入よりも人件費のほうが多い状態になっているところもあります。したがって、そのことをもって財政状況を判断するものではない

と私は考えております。

先ほど、ごみの、要するに広域ごみ処理施設の運営方法の民設民営、現状では今、公設民営で動いております。その辺のところは昔の話や、全部もう議論はなされたと、また同じようなことを、それに対するお答えは差し控えさせていただくと。もう既に終わっていることですから。

議長（南靖久議員） 8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 議論、終わっていると言われたんですけど、議論にもさせずに潰して議論は終わったというのはまずおかしいです。

そして、それはそれで議会として予算を通されてしまったんやから、それはええとして、今言われた人件費が地方交付税で賄われるとおっしゃいましたが、借金が多い場合にそれを先に払わなあかんかったら、人件費は何ぼでも削って、結局皆さんのボーナスからまずカットされるというのを聞いて、私はびっくりしました。人件費が別枠で確保されているんやったら今の市長の言い方は分かります。でも、地方交付税の中に皆さんの給料分も合算で入ってきて、それが何に使おうとそれは勝手であって、それは人件費として保障できないと言われた場合に何を考えているのかなというのがまずあります。

それと、もう一点は、人件費が市の税金より上回って、そんなものええっておっしゃいました。別にそれはいいかもしれせん。ただ、尾鷲市の場合、何が問題なのかというのは、実は尾鷲市は、毎年つくっているこの地域防災計画において、いろいろ書かれているんですけども、市長の市政報告どおり、ただ言うだけです。ブロック塀については、啓発します。ブロック塀、危ないよって言うて回ります。でも、助成金を出しません。安全な避難計画の確保、バリアフリー化、トイレの洋式化だけで、一番大事な耐震化の予算はつけません。

そして、避難支援プラン、個別避難計画をつくるとは書かれていますが、避難が困難な場合があることを要支援者に尾鷲市は伝えるだけです。でも、熊野市は1,000円を出せば、救命胴衣の配布があります。これは浸水域が優先されます。なぜかという、救命胴衣をつけることによって、逃げ遅れた場合の生存率が上がるからです。

そして、観光客、多数の利用が見込まれる浸水域の施設について、計画では、避難場所の確保と避難経路の確保と書かれていますが、橋梁については、長寿命化修繕計画にのっとってと書かれております。一体尾鷲市は、避難経路の確保を優先されるのか、長寿命化を優先されるのか、ここにも明確なことが全く書かれ

ない計画が出されています。

そして、避難場所、観光協会と2,000人の受入れ協定はもう既に結ばれているのでしょうか。避難場所の確保と書かれておりますが、それについて、実際にはどうなっているのでしょうか。

そして、尾鷲市は自分の新設の避難シェルターに助成金は出ませんが、熊野市は50万、3分の2の助成が出ます。そして、設計自体にも18万円、熊野市は出ます。強度診断をした後の設計。そして、工事をする場合には最大150万で、リフォームをつけるとプラス20万出ます。そして、地震が起きたら自動的にシャッターになる感震ブレーカーというブレーカーは、75歳以上の単身者、もしくは身障者……。

議長（南靖久議員） 中村議員、発言中、申し訳ございません。間もなく正午のため、中断をいたします。時報のため。

〔休憩 午後 0時00分〕

〔再開 午後 0時00分〕

議長（南靖久議員） 再開いたします。

8番、中村レイ議員。

8番（中村レイ議員） 感震ブレーカーは75歳以上、もしくは介護認定、障がい認定者が1,000円を出せば取付けに来てくれます。そして、家具転倒金具の取付けも、65歳以上単身もしくは身障者家庭に家具固定3台、家電2台を無償で取付けに来てくれます。自力での迅速な避難ができない車椅子の方には、第三者が支援しやすいように、牽引車椅子の補助装置も無償で貸し出されます。

このように、硬直した財政やと、きめ細かな住民が本当に求める支援ということに全く振り返ることができなくなるじゃないですか。もう既にこのことだけでも尾鷲に住む人が減るんじゃないんですか。子育てにしてもそう、防災にしてもそう、どれだけ細かく見てくれるかというのは非常に住民にとっては大事なことです。大きなことばかりにお金を使って、市民が本当に困っていることに目を向けてくれへんという市政運営は一体どういうことでしょうかね。それについてどうお考えですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 財政の話は一遍にこの防災云々の話になりましたけど、もう財政の話はいいんですね。

8番（中村レイ議員） いえ、財政です、これは。

市長（加藤千速君） いやいや、だから、いろいろと今回のこの危機管理に関する件について、熊野市と尾鷲市と、熊野市はええことばかりやっていると。もう要するにブロック塀についてもきちんとやってくれるし、シェルターについても耐震と。尾鷲市は何にもやってくれんというような。議員の思いとか、それについてはきちんと説明します。

まず、やっぱり我々が、取りあえず一応、県下の各市町というのはそれぞれ独自の防災対策というのは取り組んでいるわけなんです。だから、当然各市町の方針でもって、議員がおっしゃるように、補助金の差異はいろいろあるわけなんですよね。

尾鷲市について、本市の取組で、まず代表的なのは、地域の防災体制あるいは防災対策の充実強化をするために、自主防災会というのがありますね。市内の自主防災組織等から実施する防災・減災、これを目的とした事業について、1単組で上限10万円まで出しているんですよ。対象経費の3分の2、この金額を補助して、尾鷲市地域防災力向上補助金、これを整備しているわけだ。これは県下でも、尾鷲市ぐらい、要するに10万円出して3分の2の要するに補助金を出すというのは、これ、珍しいんですよ。ほとんど自分のところでやりなさいとか、半分とか3分の1とかというのは、そういうところはありません。中身を見ますと、やっぱり尾鷲市が一番高いと。だから、そうすると、やっぱり我々は自主防災組織というのを重要視しながらやっていると。どういう方針でやっているのかというのは。

この前もそうだった。去年かおとしね。地域の要望に基づいて緊急度の高い箇所から順に浸水域外への新たな避難路の敷設とか、避難路への手すりの設置など、速やかな避難のための避難路の整備も要するにやっていると。

一昨年、これ、今私よく覚えているんですけども、これぐらいの金額、たしか全体で240万ぐらいやったのかな。それぐらいの金額で、昨年度から、昨年度やった、一昨年度かな、これ、1.5倍に上げて360万にして、なるべくこの避難路がきちんとあれできるよう。多いか少ないかというのは要するに別として、240万だったやつを360万に、150%上げたという、そういう実績もあるわけなんですよね。そういうふうにして、尾鷲市の特色、熊野市の特色、いろいろあろうかと思います。さっき細かいことをいろいろとおっしゃいましたが、それについて私から答えるよりも、細かい話については防災危機管理課長からお話しさせますけれども。

しかし、考え方としてどういうことに市民の皆さん方が望まれているのか、それはきちんと、昨日の、要するに、中村文子議員にしても、具体的にどうするんですかというような話なんです。具体的にこういうふうな要望が出ていますから、尾鷲市は何とかしてくれと言え、我々分かりやすいんですよ。それについて検討しよう。岩澤議員の場合もそうなんです。あなたの場合、どうもこういうことがあったら何がしたいか。我々もやっぱりそういうことは、必要なものは必要なもの。確かにうちの財政というのは硬直化に近いような状況ですよ。だけれども、しかし、硬直化のやつはそんなの扶助費と人件費だけの話ですから、ほかにやっぱりいろいろ、我々については大きな基金の中で、これは私は自慢するんですけれども、要するにふるさと納税というのを今、頑張っていますよ、担当課長はめちゃくちゃ。去年までまた５億円ぐらい。そういう、基金を使いながらいろんなところにやっていると。そういうことで、硬直化を少しでもあれするために、そういうお金も使いながらやっていると。今回なんかでも、要するに国市浜公園についても、我々のやっている事業に対して御賛同いただいたから中部電力からこういう御寄附を頂いたり、そういうことをしながらいろいろ賄っているというのが現状なんです。ですから、要するに、議員のおっしゃるような、あそこがああだから、これをやったらどうか、あそこはどうだからどうだ。それもやっぱり参考にしますよ。だけれども、うちがやっていることを、要するに熊野市よりぐっと出ていったものはたくさんある。要は一生懸命活用している部分はありますよ。それはそれとして、方針がどうなっているのかということは、これはそれぞれの市町の方針だ。でも、おっしゃっていることはどういう形で今後、またさらに進めていけばいいのかということについては今度も検討すると。

先ほど御質問された尾鷲市のほうはどうなっているのかということは、防災危機管理課長のほうから説明させます。

議長（南靖久議員） 防災危機管理課長。

防災危機管理課長（大和秀成君） 御説明申し上げます。

尾鷲市地域防災力向上補助金、この活用につきましては、昨年度、予算のほう、能登半島地震もありましたことも伴いまして、ほぼ予算のほうは執行しております。今年度も高い補助の活用につきましては、皆様、多くの自主防災会からの申出がございますので、今年度も高い執行率になると思います。

避難道整備につきましても、毎年、毎年、高い執行率で実施をしております。

以上です。

議長（南靖久議員） 8 番、中村レイ議員。

8 番（中村レイ議員） 組織にお金を渡すんじゃなくて、個人のニーズに応えていただきたい。それが硬直した財政では非常に難しくなるから、市長は、財政はいいんですかじゃないんですよ。これは財政なんですよ。財政が硬直しているから、細かいところに手が届かないんです。だから、防災と何々は別個ということはないんです。そして、きっとこれ、お答えいただいたらもう時間がないので、また例のごとく継続とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上でよろしいですか。

8 番（中村レイ議員） はい。

議長（南靖久議員） 以上で通告による一般質問は全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以後、会期日程のとおり、明日 12 日木曜日には午前 10 時より行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

〔散会 午後 0 時 09 分〕

地方自治法第 123 条第 2 項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 濱 中 佳 芳 子

署 名 議 員 西 川 守 哉